

# 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(0475404992号)

○あなたの担当の介護支援専門員は\_\_\_\_\_です。

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスおよび指定介護予防支援サービス（以下 居宅介護支援等とする）を提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

○居宅介護支援等とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス（以下 指定居宅サービス等とする）を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ①ご利用者の心身の状況やご利用者とご家族等の希望をお伺いして、居宅サービス計画および介護予防サービス計画（以下 居宅サービス計画等とする）を作成します。
- ②ご利用者の居宅サービス計画等に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びご家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画等の実施状況を把握します。
- ③必要に応じて、介護支援専門員とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画等を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

※結果が「非該当」であっても「事業対象者」として一部のサービスの利用が可能です。

○法人

設置者の名称	社会福祉法人うえるかむ
所在地	仙台市太白区鉤取4丁目14番15号
代表者氏名	理事長 佐藤 清志
電話番号	022-393-7571
設立年月日	平成23年7月27日

## 1. 事業所の概要

### (1) 事業所の目的および運営方針

ご利用者が、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するとともに、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切で多様な指定居宅サービス等から総合的かつ効率的に提供されるよう事業を行います。

- (2) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 (令和6年11月1日 指定)
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援センターかぎとり
- (4) 事業所の所在地 宮城県仙台市太白区鉤取4丁目14番14号
- (5) 電話番号 022-797-8517
- (6) 管理者の氏名 山室 献
- (7) 開設年月日 令和6年11月1日

## 2. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業実施地域 仙台市全域・名取市

### (2) 営業及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ※国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
受付時間	午前9時00分から午後6時00分まで
その他	ご利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とします。

## 3. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援等を提供する職員として、以下の職種  
の職員を配置しています。

### (1) 管理者 1名

当事業所の業務を統括し、当事業所の介護支援専門員の管理及び業務を一元的に行う  
とともに、自らも居宅介護支援等の業務を行います。

### (2) 介護支援専門員 1名以上

居宅介護支援等の業務を行います。

## 4. 当事業所が提供する居宅介護支援等の内容

### (1) 居宅サービス計画等原案の作成

- ・ご利用者の居宅を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し  
たうえで、指定居宅サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し  
て、居宅サービス計画等の原案を作成します。

(2) サービス担当者会議の開催

- ・居宅サービス計画等の原案について会議の召集、照会を行い、専門的な意見を求めます。
- ・居宅サービス計画等の原案についてご利用者及びそのご家族等に対して説明し、文書にてご利用者に同意を得たうえで居宅サービス計画等をご利用者及び指定居宅サービス事業所等に交付します。

(3) モニタリング

- ・少なくとも月1回（予防支援は3ヶ月に1回）居宅に訪問して、ご利用者やご家族との面談を行い、居宅サービス計画等の実施状況の把握（モニタリング）を行います。
- ・居宅サービス計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。

(4) 居宅サービス計画等の変更

ご利用者が居宅サービス計画等の変更を希望された場合、または介護支援専門員が居宅サービス計画等の変更が必要と判断した場合は、介護支援専門員とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画等を変更します。

(5) 介護保険施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合、またはご利用者が介護保険施設等への入所を希望された場合には、介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供を行います。

(6) 被保険者の要介護認定等に係る申請の援助

- ・ご利用者の意思を踏まえ、更新や区分変更に必要な書類作成の援助を行います。
- ・要介護認定等を受けていない方でサービス利用を希望する方に対する申請の代行を行います。
- ・法第27条（要介護認定）第2項の規程による市町村からの認定調査を受託します。

(7) 給付管理

- ・居宅サービス計画等作成後、その内容に基づき給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## 5. サービス利用料金

居宅介護支援等に関するサービス利用料金については、当事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領しますので、ご利用者の自己負担はありません。

- (1) ご利用者の介護保険料の滞納等により、当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

介護予防支援費	居宅介護支援費 要介護1・2	居宅介護支援費 要介護3・4・5
472 単位	1,086 単位	1,411 単位

1 単位：10.42 円

- (2) 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、片道1kmあたり100円の交通費を徴収させていただきます。

## 6. サービス提供に関する留意事項

- (1) 居宅介護支援等提供開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2) 前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画等について、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各指定居宅サービスの割合及び各指定居宅サービスの同一事業所によって提供されたものの割合について説明します。
- (3) ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定のサービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。また以下のことが可能であることを説明します。
- ・居宅サービス計画等に位置づける指定居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めること。
  - ・当該事業所を居宅サービス計画等に位置づけた理由を求めること。
- (4) 医療機関との連携について下記のように対応いたします。
- ・居宅介護支援等の提供開始にあたり、入院時、担当介護支援専門員の氏名等を入院医療機関に提供するように依頼します。
  - ・ご利用者が医療系サービスの利用を希望されている場合は、ご利用者の同意を得て主治の医師等(入院中の医療機関の医師を含む)の意見を求めることとされています。この意見を求め、主治の医師に対する居宅サービス計画等を交付します。
  - ・訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態について、必要時には介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## (5) 介護支援専門員の交代

### ①当事業所からの介護支援専門員の交代の申し出

当事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

### ②ご利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口 管理者 山室 献  
TEL 022-797-8517
- ・ 苦情解決責任者 施設長 三文字 加苗  
TEL 022-393-7571

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

- ・ 第三者委員 仙台あさひ法律事務所 宮部 剛  
TEL 022-399-6483

青葉区役所介護保険課介護保険係	022-225-7211
宮城野区役所介護保険課介護保険係	022-291-2111
若林区役所介護保険課介護保険係	022-282-1111
太白区役所介護保険課介護保険係	022-247-1111
泉区役所介護保険課介護保険係	022-372-3111
名取市介護長寿課健康長寿係	022-724-7111
宮城県国民健康保険団体連合会	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会運営適正化委員会	022-225-8476
仙台市介護事業課ケアマネジメント指導係	022-214-8626

## 8. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合にはその原因を分析し、市町村等の関係機関、ご利用者及びそのご家族に対して速やかに報告を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出、もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及びご利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

(4) 国民健康保険団体連合会が行う調査についても上記と同様とします。

## 9. 秘密保持

(1) 当事業所、介護支援専門員は、居宅介護支援等を提供する上で知り得た、ご利用者及び、そのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、介護支援専門員がその職を離れた場合にも同様に秘密は守ります。

(2) 当事業所は、ご利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者の個人情報を用いません。

## 10. 虐待防止について

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底します。

(2) 高齢者虐待防止に関する指針・マニュアルを整備します。

(3) 虐待を防止するための介護支援専門員に対する定期的な研修を実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とします。

(5) サービス提供中に虐待と思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に連絡します。

## 11. 業務継続計画の策定等について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 当事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施致します。

(2) 当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 衛生管理等について

当事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 当事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針・マニュアルを整備します。
- (3) 当事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 13. 身体拘束

当事業所は、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 14. 緊急時対応について

当事業所介護支援専門員が感染症等により出勤停止または緊急時の対応が必要な場合には、下記の者が対応にあたることとします。

- ・ 対応窓口① 施設長 三文字 加苗  
TEL 022-393-7571
- ・ 対応窓口② 小規模多機能型居宅介護 清穂の庵  
TEL 022-393-7571

### 15. 個人情報保護について

- (1) ご利用者及びご家族の個人情報の取り扱いについては、下記により最低限度の範囲内で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払います。
- (2) 法律に則り、サービス提供終了後も最低5年間は個人情報を有するものとします。
- (3) 下記目的の他にご利用者及びご家族の同意なく第三者に個人情報を提供することはありません。

#### 「個人情報の使用目的」

- ①居宅サービス計画等の作成と見直し、及びそれにかかわる一連の業務
- ②サービス担当者会議等における情報の提供
- ③医療機関との連携
- ④介護保険サービス事業所及び介護保険外のサービス事業所との連携
- ⑤県市町村等の保険者・国民健康保険連合会との連携
- ⑥事故発生時の関連機関への報告・苦情内容等の記録
- ⑦当事業所内外で行われる研修会・研究発表会等への事例発表